

事 務 連 絡

平成25年1月29日

北海道労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年11月20日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

- 1 北海道労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 [] 良性石綿胸水とは認められ
ない。
なお、本件レセプト上、 [] 良性石綿胸水 []
[] ことから
査定を要しない。

事 務 連 絡
平成25年1月29日

東京労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年6月28日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 東京労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 []

[]

また、 []

[] ことから、業務における石綿ばく露により肺がんを発症したものと認めることは困難である。

したがって、業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成25年1月29日

富山労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成25年1月23日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 富山労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

療養補償給付については、概ね、

を支給対象とすること。 については主治医の意見に基づき判断されたい。なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあつては、早急に請求勧奨されたい。

事 務 連 絡

平成25年1月29日

愛知労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年9月6日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 愛知労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 [] 中皮腫 []
[] ことから、
業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成25年1月29日

大阪労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年10月24日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

- 1 大阪労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 []

[]
[]
[]

[] ことから、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事務連絡

平成25年1月29日

兵庫労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年9月6日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 兵庫労働局 [redacted] 労働基準監督署 [redacted] 事案
- 2 本件については、 [redacted] 中皮腫 [redacted]

[redacted]
したがって、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成25年1月29日

長崎労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成25年1月16日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 長崎労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

療養補償給付については、 []

[]
[] を

支給対象とすること。

なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について、休業補償給付の支給対象となる。

事務連絡
平成25年1月29日

宮崎労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年9月21日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 宮崎労働局 ■■■ 労働基準監督署 ■■■ 事案
- 2 本件については、■■■ 中皮腫 ■■■

したがって、業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。